

市第 154 号議案

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号イ中「35人」を「30人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 6 項の認定こども園（同条第 7 項の幼保連携型認定こども園を除く。）における 1 学級の満 3 歳以上の子どもの数については、この条例による改正後の横浜市認定こども園の要件を定める条例の規定にかかわらず、令和14年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における 1 学級の満 3 歳以上の子どもの数を減ずるため、横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市認定こども園の要件を定める条例（抜粋）

（

上段	改正案
下段	現行

）

（法第 3 条第 1 項の要件）

第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする。
。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

（ア省略）

イ 幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用する満 3 歳以上の子ども及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用する満 3 歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する 4 時間程度の利用時間においては、満 3 歳以上の子どもにつき 1 学級当たり $\frac{30}{35}$ 人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも 1 人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。

（第 5 号から第 11 号まで省略）